


5 その他支援制度

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
1 ◎	被災者生活再建支援	被災者生活再建支援法に基づき、災害で住家を失った世帯に対し、その被害の程度や再建方法に応じて支援金を支給	被災者生活再建支援基金(受付は市)				
2 ◎	災害援護資金	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により住居・家財の損害を受けた場合に生活の再建に必要な資金を貸付	市				
3 ◎	災害弔慰金	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害による死亡者の遺族に対して弔慰金を支給	市				
4 ◎	災害障害見舞金	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が生じた場合に見舞金を支給	市				
5 ◎	災害義援金	全国から寄せられた義援金を被災者の生活支援金として給付	市				
6 ○	生活福祉資金貸付	災害により臨時に必要な費用の貸付、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の貸付など	社会福祉協議会				
7 ○	母子寡婦福祉貸付	災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して生活資金を貸付	県・市				
8 ◎	日本政策金融公庫融資(再チャレンジ支援融資)	震災で一旦廃業した中小企業者などが新たに事業を開始する場合、日本政策金融公庫が低利・長期の貸付条件を適用 ・基準利率より最大1.4%引き下げ ・融資期間 設備資金 20年以内 ・ 運転資金 15年以内	日本政策金融公庫				
9 ◎	被災事業者業務再開事業	雇用再開(継続)を行う被災事業者の事業再開経費を支援	三陸基金				
10 ○	被災地元気回復事業	被災地の復興や元気回復のための事業経費を支援	三陸基金				
11 ○	岩手県中小企業災害復旧資金	事務所または事業所が被災した中小企業者で、市が発行するり災証明書が交付された方に設備・運転資金を貸付 ・融資枠 50億円 ・貸付限度額 1千万円以内 ・貸付期間 10年以内(据置期間3年以内) ・固定金利 3年以内 年1.7%以内 ・ 3年超10年以内 年1.9%以内	県				
12 ○	中小企業経営安定資金(災害対策枠)	震災後、売上げが前年同月に比較して3%以上減少し、その後も3%以上減少することが見込まれる中小企業者に運転資金を貸付 ・貸付限度額 8千万円 ・貸付期間 15年以内(据置期間3年以内) ・固定金利 3年以内 年2.1%以内 ・ 3年超10年以内 年2.3%以内 ・ 10年超15年以内 年2.5%以内	県				

5 その他支援制度

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
13 ◎	中小企業東日本大震災復興資金	<p>事業所などがり災した中小企業者のうち、り災証明書が交付された方で、3か月以内の売上高または販売数量が前年同期に比べ10%以上減少し、かつ、市の認定証明書を受けた方に対して、経営の安定に必要な設備・運転資金を貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資枠 500億円 ・貸付限度額 8千万円 ・貸付期間 15年以内(据置期間3年以内) ・固定金利 10年以内 年1.5%以内 ・ 10年超15年以内 年1.7%以内 	県				
14 ○	中小企業高度化資金貸付金(被災中小企業施設・設備整備支援事業)	復興事業計画の認定を受けた被災中小企業などの施設・設備整備に対し、中小企業基盤整備機構と県が協調して、(財)いわて産業振興センターを通じた資金貸付を実施	中小企業基盤整備機構・県・(財)いわて産業振興センター	